

株式交換に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2025 年 7 月 11 日

株式会社リンクアンドモチベーション

2025年7月11日

株式交換に係る事前開示書面

東京都中央区銀座四丁目12番15号
株式会社リンクアンドモチベーション
代表取締役会長 小笹 芳央

当社は、2025年5月22日開催の取締役会において、Unipos株式会社（以下「Unipos」といいます。）を当社の完全子会社とすることを目的とした一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、当社を株式交換完全親会社、Uniposを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日、両社との間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換に関し、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める開示事項は以下のとおりです。

1. 本株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1のとおりです。

2. 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）

別紙2のとおりです。

3. 会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第2号）

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての事項（会社法施行規則第193条第3号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙3のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 本株式交換契約の締結

Uniposは、2025年5月22日開催の取締役会において、本取引の一環として、当社との間で本株式交換を実施することを決議し、同日、当社との間で本株式交換契約を

締結しました。本株式交換契約の内容は別紙1をご参照ください。

5. 株式交換完全親会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第193条第4号イ）

① 本株式交換契約の締結

当社は、2025年5月22日開催の取締役会において、本取引の一環として、Uniposとの間で本株式交換契約を締結することを決議し、同日付で本株式交換契約を締結しました。本株式交換契約の内容は別紙1をご参照ください。

② Sansan との間の株式譲渡契約の締結

当社は、2025年5月22日開催の取締役会において、本取引の一環として、Sansan株式会社（以下「Sansan」といいます。）との間で、SansanからUniposのA種優先株式（以下「Unipos 優先株式」といいます。）3,800株及び普通株式（以下「Unipos 普通株式」といいます。）366,200株を譲り受ける（以下「本株式譲渡」といいます。）旨の株式譲渡契約（以下「本株式譲渡契約」といいます。）を締結することを決議し、同契約を締結いたしました。

6. 本株式交換が効力を生ずる日以後における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第193条第5号）

本株式交換については、会社法第799条第1項の規定により異議を述べることのできる債権者は存在しないため、該当事項はありません。

以上

別紙1 株式交換契約書
次頁以降をご参照ください。

株式交換契約書

2025年5月22日

株式交換契約書

株式会社リンクアンドモチベーション（以下「甲」という。）及び Unipos 株式会社（以下「乙」という。）は、2025 年 5 月 22 日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（本株式交換）

甲及び乙は、本契約の規定に従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済普通株式（甲が有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第 2 条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

甲（株式交換完全親会社）

商号：株式会社リンクアンドモチベーション

住所：東京都中央区銀座四丁目 12 番 15 号 歌舞伎座タワー

乙（株式交換完全子会社）

商号：Unipos 株式会社

住所：東京都渋谷区桜丘町 1 番 1 号渋谷サクラステージ

第 3 条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（第 9 条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除く。以下本条において同じ。）に対して、乙の株式に代わり、その有する乙の普通株式の数の合計に 0.35 を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の株主に対して、その有する乙の普通株式 1 株当たり、甲の普通株式 0.35 株の割合（以下「本株式交換比率」という。）をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 前二項の規定に従い甲が乙の株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、甲は会社法第 234 条その他の関連法令の規定に従い処理する。

第 4 条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加すべき甲の資本金及び準備金の額は以下のとおりとする。

- (1) 資本金の額 0 円

- (2) 資本準備金の額 会社計算規則第 39 条に従い甲が別途定める額
- (3) 利益準備金の額 0 円

第 5 条（本効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2025 年 8 月 1 日とする。但し、本株式交換の手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

第 6 条（株主総会の承認）

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本契約につき株主総会の承認を受けない。但し、同条第 3 項の規定により、本契約につき株主総会の承認が必要となった場合、甲は、本効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の承認を求める。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する株主総会及び普通株式に係る種類株主総会の決議による承認を求める。

第 7 条（事業の運営等）

1. 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行うものとする。
2. 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、本契約において別途定める場合を除き、自らをして、本株式交換の実行又は本株式交換比率に重大な影響を及ぼす具体的なおそれのある行為を行い又は行わせる場合は、事前に相手方当事者と協議し、書面合意の上、これを行い又は行わせるものとする。

第 8 条（剰余金の配当）

1. 甲は、①2025 年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1 株当たり 3.90 円を限度として、②2025 年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1 株当たり 3.90 円を限度として、③2025 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1 株当たり 3.90 円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
2. 甲及び乙は、前項に定めるものを除き、本契約締結日以降、本効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。

第 9 条（自己株式の消却）

乙は、本効力発生日の前日までに開催される取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第 785 条第 1 項に定める反対株主の

株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。)の全部につき基準時をもって消却するものとする。

第 10 条 (本新株予約権の処理)

乙は、本契約の承認に係る乙の株主総会決議が可決された場合、当該決議日後速やかに(遅くとも 2 週間以内に)、乙が発行している、2016 年 9 月 2 日開催の乙の臨時株主総会の決議並びに乙の B 種種類株主総会及び C 種種類株主総会の決議に基づき発行された第 3 回新株予約権、及び 2022 年 4 月 20 日開催の乙の定時取締役会の決議に基づき発行された第 7 回新株予約権(以下「本新株予約権」と総称する。)のうち、基準時において残存している全てについて、本契約の承認に係る乙の株主総会決議が行われたことを取得事由として、本新株予約権の取得条項に基づいて無償取得(以下「本新株予約権無償取得」という。)する旨の取締役会決議を行うとともに、基準時をもって本新株予約権無償取得を行う。

第 11 条 (本株式交換の条件変更等)

本契約締結日以降、本効力発生日に至るまでの間において、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、若しくは本株式交換を中止し、又は本契約を解除することができる。

第 12 条 (本契約の効力)

本契約は、以下の場合には、その効力を失う。

- (1) 本効力発生日の前日までに、乙の株主総会及び普通株式に係る種類株主総会において、本契約の承認が得られない場合
- (2) 甲において、会社法第 796 条第 3 項の規定により本契約に関して株主総会の承認が必要となったにもかかわらず、本効力発生日の前日までに甲の株主総会において本契約の承認が得られない場合
- (3) 本効力発生日の前日までに、①乙の発行する A 種優先株式(以下「本優先株式」という。)に係る普通株式を対価とする取得請求権を削除する旨の定款変更につき、乙の株主総会及び本優先株式に係る種類株主総会の承認が得られない場合、又は②上記定款変更の効力が生じていない場合
- (4) 甲の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、本効力発生日の前日までに、甲が本優先株式の全て(3,800 株)を取得していない場合(なお、甲は、甲が本優先株式の全てを取得できないおそれを具体的に認識した場合には直ちに乙に通知し、乙の要請に応じて説明するものとする。)
- (5) ①本効力発生日の前日までに、第 10 条に基づく本新株予約権無償取得に係る乙の取締役会決議が行われなかった場合、又は②本新株予約権無償取得が基準時にお

いて実行されなかった場合

(6) 前条に基づき本契約が解除された場合

第 13 条（準拠法及び管轄）

- (1) 本契約は、日本法に準拠し、かつ同法に従い解釈されるものとする。
- (2) 甲及び乙は、本契約に関する一切の紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 14 条（誠実協議）

甲及び乙は、本契約に定めのない事項については、本契約の趣旨に従い、誠実に協議の上これを決するものとする。

(以下余白)

上記合意の成立を証するため、本書2通を作成し、各当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

2025年5月22日

甲 東京都中央区銀座四丁目12番15号 歌舞伎座タワー
株式会社リンクアンドモチベーション
代表取締役会長 小笹 芳央



上記合意の成立を証するため、本書2通を作成し、各当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

2025年5月22日

乙 東京都渋谷区桜丘町1番1号渋谷サクラステージ
Unipos 株式会社
代表取締役社長 松島 稔



別紙2 会社法768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

当社は、本株式交換に際して、会社法768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関して、次のように判断しております。

1. 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	当社 (株式交換完全親会社)	Unipos (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.35
本株式交換により交付する株式数	当社株式：4,423,798株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

Unipos 普通株式1株に対して、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。0.35株を割当交付いたします。なお、上記表の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社で協議し合意の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する当社株式の数

本株式交換により交付される予定の当社株式の数として、Uniposが2025年5月9日に公表した「2025年3月期決算短信〔日本基準〕（非連結）」（以下「Unipos 決算短信」といいます。）に記載された2025年3月31日現在の発行済普通株式総数（13,017,800株）から、Unipos 決算短信に記載された2025年3月31日現在のUniposが所有する自己株式数（12,176株）及び本株式譲渡により当社がSansanから譲り受けるUnipos 普通株式の数（366,200株）を控除した株式数（12,639,424株）に、本株式交換比率を乗じた数を記載しております。

当社は、本株式交換に際して、当社がUniposの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）のUniposの株主の皆様に対して、その所有するUnipos 普通株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数の当社株式を割当交付いたします。ただし、Uniposが所有する自己株式、並びに、当社が所有するUnipos 普通株式及びUnipos 優先株式に対しては、本株式交換に伴う当社株式の割当ては行いません。割当交付する当社株式には、当社が所有する自己株式（2,500,017株）と、新たに発行する当社株式（1,923,781株）を使用する予定です。

なお、Uniposは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、Uniposが基準時の直前の時点において所有している自己株式（本株式交換に際して会社法第785条第1項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによってUniposが取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時の直前の時点をもって消却する予定です（そのため、Unipos 決算短信に記載された、2025年3月31日現在のUniposが所有する自己株式数（12,176株）は、上記の本株式交換により交付する株式数の算出において、当社株式を交付する対象から除外してお

ります。)

本株式交換により割当交付する当社株式の総数については、Unipos の新株予約権の行使、及びUnipos による自己株式の取得・消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換により、1 単元 (100 株) 未満の当社株式の割当てを受ける Unipos の株主の皆様につきましては、その所有する単元未満株式を株式会社東京証券取引所 (以下「東京証券取引所」といいます。) その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を所有することとなる株主の皆様は、会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、当社に対し、自己の所有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。

(注4) 1 株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、当社株式 1 株に満たない端数の割当交付を受けることとなる Unipos の株主の皆様に対しては、会社法第 234 条その他の関連法令の規定に基づき、その端数の合計数 (合計数に 1 株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。) に相当する数の当社株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様にお支払いいたします。

2. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

当社及びUnipos は、上記「1. 本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の公正性・妥当性を担保するため、それぞれ個別に、当社、Sansan 及びUnipos から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼すること、並びに、当社、Sansan 及びUnipos から独立したリーガル・アドバイザーから法的助言を受けることといたしました。そして、当社は、山田コンサルティンググループ株式会社 (以下「山田コンサル」といいます。) をファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、TMI 総合法律事務所 (以下「TMI」といいます。) をリーガル・アドバイザーとして、それぞれ選定し、Unipos は、株式会社 AGS コンサルティング (以下「AGS コンサルティング」といいます。) をファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 (以下「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」といいます。) をリーガル・アドバイザーとして、それぞれ選定いたしました。

当社及びUnipos は、それぞれ、自らが選定した第三者算定機関による株式交換比率の算定結果や、リーガル・アドバイザーからの助言を参考に、相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等をも踏まえて慎重に検討し、それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、当社及びUnipos の間で、本株式交換比率について慎重に協議・交渉を重ねてまいりました。

そして、当社においては、下記「(4) 公正性を担保するための措置 (利益相反を回避するための措置)」に記載のとおり、第三者算定機関である山田コンサルから取得した株式交換比率に関する算定書、リーガル・アドバイザーである TMI からの助言及び当社がUnipos に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、慎重に協議・検

討した結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様の利益に資すると判断いたしました。

また、Unipos においては、下記「(4) 公正性を担保するための措置 (利益相反を回避するための措置)」に記載のとおり、第三者算定機関である AGS コンサルティングから取得した株式交換比率に関する算定書、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの助言、Unipos が当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、並びに当社、Sansan 及び Unipos との間で利害関係を有しない独立した委員から構成される特別委員会 (詳細については、下記「(4) 公正性を担保するための措置 (利益相反を回避するための措置)」の「③ 特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおりです。以下「本特別委員会」といいます。) から受領した答申書等を踏まえ、慎重に協議・検討いたしました。その結果、Unipos は、AGS コンサルティングから取得した株式交換比率算定書における算定結果のレンジの中央値を超える水準であることから、本株式交換比率は妥当であり、Unipos の少数株主の皆様の利益に資すると判断いたしました。

このように、当社及び Unipos は、本株式交換比率は当社及び Unipos のそれぞれの株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至ったため、それぞれ 2025 年 5 月 22 日開催の取締役会において、本株式交換比率により本株式交換を行うことを決定いたしました。

なお、本株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、当社と Unipos が協議した上で、合意により変更されることがあります。(ただし、本株式譲渡の譲渡対価よりも不利な条件とならない株式交換比率を設定いたします。)

(2) 算定に関する事項

① 算定機関の名称及び両社との関係

当社の第三者算定機関である山田コンサル及び Unipos の第三者算定機関である AGS コンサルティングはいずれも、当社、Sansan 及び Unipos から独立した算定機関であり、当社、Sansan 及び Unipos の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

② 算定の概要

(i) 山田コンサルによる算定

山田コンサルは、当社については、同社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価基準法 (算定基準日である 2025 年 5 月 21 日を基準日として、東京証券取引所プライム市場における当社株式の算定基準日の株価終値、2025 年 4 月 22 日から算定基準日までの直近 1 ヶ月間の終値単純平均値、2025 年 2 月 25 日から算定基準日までの直近 3 ヶ月間の終値単純平均値、2024 年 11 月 22 日から算定基準日までの直近 6 ヶ月間の終値単純平均値を採用しております。) を採用して算定を行いました。

Unipos については、同社が東京証券取引所グロース市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価基準法 (算定基準日である 2025 年 5 月 21 日を基準日として、東京証券取引所における Unipos 普通株式の算定基準日の株価終値、2025

年 4 月 22 日から算定基準日までの直近 1 ヶ月間の終値単純平均値、2025 年 2 月 25 日から算定基準日までの直近 3 ヶ月間の終値単純平均値、2024 年 11 月 22 日から算定基準日までの直近 6 ヶ月間の終値単純平均値を採用しております。)を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法 (以下「DCF 法」といいます。)を、採用して算定を行いました。

なお、当社株式の 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の Unipos 普通株式の評価レンジは、以下のとおりです。

当社	Unipos	株式交換比率の算定結果
市場株価法	市場株価法	0.261 ~ 0.422
	DCF 法	0.300 ~ 0.420

山田コンサルは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社の資産及び負債 (簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、Unipos から提出された財務予測 (利益計画その他の情報を含みます。)に関する情報については、Unipos の経営陣により、当該提出時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。山田コンサルの算定は、2025 年 5 月 21 日までに同社が入手した情報及び経済条件を反映したものとなります。

なお、山田コンサルが DCF 法による算定の前提とした事業計画においては、Unipos の直近までの業績の動向、一般に公開された情報、当社が Unipos に対して行ったデュー・ディリジェンスの結果及び本取引の実行により想定されるシナジー効果等の諸要素を考慮して当社が見積もった、2026 年 3 月期から 2030 年 3 月期までの 5 期分の Unipos の事業計画案には、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、エンタープライズ企業を中心とした顧客層の拡大に伴う売上高の増加及び人的資本経営コンサルティング事業の伸長による売上高の増加を要因として、2026 年 3 月期、2027 年 3 月期、2028 年 3 月期、2029 年 3 月期及び 2030 年 3 月期において、それぞれ前営業年度と比較して 15.0%、11.9%、11.7%、11.6%、11.6%以上の増加を見込んでおります。営業利益においては、上記の各年度の売上高の増加の影響に加え、営業赤字であった 2024 年 3 月期から 2025 年 3 月期にかけて実施した地代家賃や広告宣伝費などの経費の削減等の効果により、2026 年 3 月期においては営業黒字化を見込んでおり、加えて、2027 年 3 月期及び 2030 年 3 月期において、それぞれ前営業年度と比較して 55.0%、32.3%以上の増加を見込んでおります。なお、山田コンサルが DCF 法に用いた 2026 年 3 月期から 2030 年 3 月期までの 5 期分の Unipos の事業計画案は、本取引の実行を前提としております。

(ii) AGS コンサルティングによる算定

AGS コンサルティングは、当社については、同社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価基準法（算定基準日である2025年5月21日を基準日として、東京証券取引所プライム市場における当社株式の算定基準日の株価終値、2025年4月22日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値、2025年2月25日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値、2024年11月22日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値を採用しております。）を採用して算定を行いました。

Unipos については、同社が東京証券取引所グロース市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価基準法（算定基準日である2025年5月21日を基準日として、東京証券取引所におけるUnipos 普通株式の算定基準日の株価終値、2025年4月22日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値、2025年2月25日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値、2024年11月22日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値を採用しております。）を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、採用して算定を行いました。

なお、当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合のUnipos 普通株式の評価レンジは、以下のとおりです。

当社	Unipos	株式交換比率の算定結果
市場株価法	市場株価法	0.271 ～ 0.403
	DCF法	0.270 ～ 0.417

AGS コンサルティングは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、Unipos から提出された財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）に関する情報については、Unipos の経営陣により、当該提出時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。AGS コンサルティングの算定は、2025年5月21日までに同社が入手した情報及び経済条件を反映したものとなります。

なお、AGS コンサルティングがDCF法による算定の前提としたUnipos の財務予測はUnipos が作成した事業計画に基づいており、当該財務予測には、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、営業利益については、2026年3月期は主にソフトウェアの資産計上による原価の減少、広告費及び地代家賃の削減により2026年3月期の業績予想どおり前期比プラス305百万円、2029年3月期及び2030年3月期は売上高の増加に比して販売費及び一般管理費の増加率を抑えることにより、それぞれ前期比プラス30.6%、プラス38.6%となることを見込んでおり、EBITDAは上記要因により、2026年3月期、2030年3月期はそれぞれ前期比プラス351.4%、プラス34.8%となることを見込んでおります。また、フリー・キャッシュ・フローについては、2027年3月期、2028年3月期、2029年3月期及び2030年3月

期において、営業利益の増加と運転資本の減少に伴いそれぞれ前期比プラス 151 百万円、プラス 30.1%、プラス 34.1%、プラス 41.4%となることを見込んでおります。

なお、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることは困難であるため、当該財務予測には加味されておらず、当該財務予測を基礎とした AGS コンサルティングによる算定にも盛り込まれておりません。なお、当該財務予測については、本特別委員会が、その内容及び作成経緯等について Unipos との間で質疑応答を行い、Unipos の少数株主の利益に照らして不合理な点がないことを確認しております。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日である 2025 年 8 月 1 日（予定）をもって、当社は Unipos の完全親会社となり、完全子会社となる Unipos 普通株式は東京証券取引所グロース市場の上場廃止基準に従って、2025 年 7 月 30 日付で上場廃止（最終売買日は 2025 年 7 月 29 日）となる予定です。上場廃止後は、東京証券取引所グロース市場において Unipos 普通株式を取引することはできません。

Unipos 普通株式が上場廃止になった後も、本株式交換の対価として交付される当社株式は、東京証券取引所プライム市場に上場しており、本株式交換の効力発生日以降も、東京証券取引所プライム市場において取引が可能であることから、Unipos の株主の皆様のうち、本株式交換により当社の単元株式数である 100 株以上の当社株式の割当交付を受ける株主の皆様は、Unipos 普通株式の所有数に応じて一部当社の単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1 単元以上の株式については引き続き東京証券取引所市場プライム市場において取引が可能であり、株式の流動性を確保できるものと考えております。

一方、Unipos の株主の皆様のうち、本株式交換により当社の単元株式数である 100 株未満の当社株式の割当交付を受ける、相当数の株主の皆様においては、単元未満株式について東京証券取引所プライム市場において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を所有することとなる株主の皆様のご希望により、当社の単元未満株式の買取制度をご利用いただくことが可能です。これらの取扱いの詳細については、上記「1. 本株式交換に係る割当ての内容」の「(注 3) 単元未満株式の取扱い」をご参照ください。

また、本株式交換に伴い、1 株に満たない端数が生じた場合における取扱いの詳細については、上記「1. 本株式交換に係る割当ての内容」の「(注 4) 1 株に満たない端数の処理」をご参照ください。

なお、Unipos の株主の皆様は、最終売買日である 2025 年 7 月 29 日（予定）までは、東京証券取引所グロース市場において、その所有する Unipos 普通株式を従来どおり取引することができます。

(4) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置）

当社は、2025 年 5 月 22 日現在、及び 2025 年 3 月期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に係る基準日においても、Unipos 優先株式及び Unipos 普通株式を所有しておりません。しかし、当社は、Unipos 優先株式 1,900 株（Sansan による、本株

式譲渡の実行前に、株式会社日本政策投資銀行（以下「DBJ」といいます。）から、DBJが保有するUnipos 優先株式1,900株の取得後は3,800株）及びUnipos 普通株式366,200株を所有するSansanとの間で本株式譲渡契約を締結する意向を有していたことから、SansanとUniposの一般株主の利害が必ずしも一致しない可能性があることを踏まえ、当社及びUniposは、本株式交換に際して公正性を担保する必要があると判断し、以下の措置を実施しております。

① 両社における独立した第三者算定機関からの算定書の取得

当社は、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である山田コンサルより、2025年5月21日付で、株式交換比率算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記「(2) 算定に関する事項」の「②算定の概要」をご参照ください。なお、当社は、山田コンサルより、本株式交換比率の妥当性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

一方、Uniposは、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるAGSコンサルティングより、2025年5月21日付で、株式交換比率算定書）を取得いたしました。算定書の概要は、上記「(2) 算定に関する事項」の「②算定の概要」をご参照ください。なお、Uniposは、AGSコンサルティングより、本株式交換比率の妥当性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

なお、山田コンサル及びAGSコンサルティングは、いずれも当社、Sansan及びUniposから独立しており、当該三社との間で重要な利害関係を有しておりません。

② 両社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本株式交換を含む本取引のリーガル・アドバイザーとして、TMIより、デュー・ディリジェンスの実施並びに本株式交換を含む本取引の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。

一方、Uniposは本取引に係る意思決定に慎重を期し、Unipos取締役会の意思決定における公正性及び適正性を確保するために、リーガル・アドバイザーとして選任したアンダーソン・毛利・友常法律事務所から、2025年1月下旬以降、本取引に関する諸手続を含むUnipos取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けております。

なお、本特別委員会において、アンダーソン・毛利・友常法律事務所の独立性及び専門性に問題がないことが確認されております。

なお、TMI及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所は、いずれも当社、Sansan及びUniposから独立しており、当該三社との間で重要な利害関係を有しておりません。

③ 特別委員会の設置及び答申書の取得

Uniposは、2025年1月22日の取締役会において、企業価値の向上及び一般株主利益の確保を図る観点から、本取引の是非や取引条件の妥当性についての交渉及び判断が行われる過程全般にわたってその公正性を担保するため、当社、Sansan及びUniposから独

立性を有する委員の3名（Unipos 独立社外監査役である鷺野泰宏氏（丸の内綜合法律事務所パートナー弁護士）、Unipos 独立社外取締役である菅原敬氏（株式会社アイスタイル取締役副会長 CFO）、及び、Unipos 独立社外取締役である高橋理人氏（株式会社 HBIP 代表取締役））から構成される本特別委員会を設置することを決議いたしました（なお、本特別委員会の委員は、設置当初から変更しておらず、また、委員の互選により、本特別委員会の委員長として鷺野泰宏氏を選定しております。）。また、これらの者を本特別委員会の委員に選任することについて、田中弦氏、富岡圭氏、及び橋本宗之氏を除く取締役の承認を得ており、監査役全員が上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

なお、Unipos の取締役6名のうち、Unipos の代表取締役会長である田中弦氏については、Unipos 普通株式 4,549,400 株（所有割合：34.98%）（注）を所有しており、当社が一次意向表明書を提出した時点においては同氏との間で公開買付けに応募しないことを内容とする契約を締結する意向を有していたことから、Unipos の社外取締役である富岡圭氏及び橋本宗之氏については、Sansan の取締役を兼任していることから、それぞれ、Unipos の一般株主との利害が一致しない可能性があることを踏まえて、利益相反の疑義を回避する観点から、上記の Unipos 取締役会における本取引に係る議案の審議及び決議には一切参加しておらず、また、本取引に関し、Unipos の立場において当社との協議及び交渉にも一切参加しておりません。

（注）Unipos 決算短信に記載された 2025 年 3 月 31 日現在の Unipos が所有する自己株式数（12,176 株）を控除した株式数（13,005,624 株）に対する所有株式数の割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下同じとします。

Unipos は、取締役会決議に基づき、本特別委員会に対して、(a) 本取引の目的の合理性（本取引が Unipos の企業価値向上に資するかを含む。）に関する事項について検討し、Unipos 取締役会に勧告を行うとともに、(b) 本取引の公正性に関する事項、(c) 本取引の取引条件の公正性・妥当性に関する事項、(d) 本取引を行うことが Unipos の少数株主にとって不利益なものでないかに関する事項等について検討し、Unipos 取締役会に意見を述べること（以下、総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問しております。なお、上記本諮問事項の検討に際しては、①Unipos の企業価値の向上に資するかどうかの観点から、本取引の是非について検討・判断するとともに、②Unipos の一般株主の利益を図る観点から、取引条件の妥当性及び手続の公正性について検討・判断するものとしております。

また、Unipos 取締役会は、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本取引に関する意思決定を行うものとし、本特別委員会が本取引の取引条件が妥当でないと判断した場合には、Unipos 取締役会は当該取引条件による本取引の承認をしないことを決議しております。更に、本特別委員会に対しては、(i) 本諮問事項について検討するに当たり、必要に応じ、財務若しくは法務等に関する独自のアドバイザーを Unipos の費用で選任し、又は、Unipos の財務若しくは法務等に関するアドバイザーを指名若しくは承認（事後承認を含む。）すること（なお、特別委員会は、Unipos のアドバイザーの独立性及び専門性に問題がないことを確認した場合には、Unipos のアドバイザーに対して専門的助言を求めることができる。）、(ii) Unipos の役職員及びアドバイザーから本取引に関する検討及

び判断に合理的に必要な情報を受領すること、並びに、Unipos の役職員、本取引の関係者その他特別委員会が必要と認める者から必要な事項を聴取すること、(iii) Unipos が当社らとの間で行う交渉の過程に実質的に関与すること (Unipos 及び Unipos のアドバイザーに事前の方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示又は要請を行うこと、及び、自ら当社らと交渉を行うことを含む。)、並びに (iv) その他本取引に関する検討及び判断に際して必要と特別委員会が認める事項を実施することに係る権限を付与する旨を決議しております。

さらに、Unipos 取締役会は、本特別委員会事務局は当社との間で特別の利害関係を有しない者から選ぶものとし、その指名及び変更は特別委員会の承認を経て行うことを決議するとともに、本特別委員会事務局を務める従業員において、本特別委員会における本取引の検討に係る情報については Unipos 社内においても厳に秘密管理すべきことを併せて決議しております。

なお、本特別委員会の各委員に対しては、固定報酬が支払われることとされており、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

本特別委員会は、2025 年 1 月 29 日より 2025 年 5 月 21 日まで合計 21 回、計約 19.5 時間にわたって開催され、本諮問事項について、慎重に検討及び協議を行いました。

具体的には、まず、Unipos が選任したファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関である AGS コンサルティング及び法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所につき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認し、その選任を承認いたしました。その上で、Unipos からは、本取引の目的、本取引に至る背景・経緯、株式交換比率の算定の前提となる Unipos の事業計画の策定手続及び内容、本取引の検討体制・意思決定方法等について説明を受けたほか、当社に対して本取引の目的等に関する質問状を送付した上で、当社から本取引の目的、本取引に至る背景・経緯、本取引後の経営方針や従業員の取扱い、本取引の手法等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、Unipos の法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から本取引に係る Unipos の取締役会の意思決定方法、本特別委員会の運用その他の本取引に係る手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関して助言を受けるとともに、当社に対する法務デュー・ディリジェンスの結果について説明を受け、質疑応答を行いました。更に、Unipos は、当社及び Sansan との間に重要な利害関係を有しない株式会社 AGS FAS (以下「AGS FAS」といいます。) に対して当社に対する財務・税務デュー・ディリジェンスの実施を依頼し、本特別委員会は、AGS FAS より財務・税務デュー・ディリジェンスの結果について説明を受け、質疑応答を行いました。加えて、AGS コンサルティングから株式交換比率の算定方法及び算定結果の説明を受け、質疑応答を行い、その合理性の検証を行いました。なお、本特別委員会は、AGS コンサルティングによる株式交換比率の算定の基礎となる Unipos の事業計画につき、Unipos より事業計画案の作成方針及びその内容の説明を受けた上で、Unipos が作成した事業計画案を承認しております。また、本特別委員会は、AGS コンサルティング及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所の助言を受け、株式交換比率等の交渉方針を定めるとともに、その交渉内容について随時報告を受け、必要に応じて指示したり、本特別委員会が自ら当社との直接交渉を実施したり、当社に対して複数回に亘り書面で株式交換比率の提案を行う等、当社との交

渉に実質的に関与いたしました。

本特別委員会は、以上のような経緯の下、上記諮問事項について慎重に検討・協議した結果、2025年5月22日に、Uniposの取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の答申書を提出いたしました。

A) 答申内容

- (i) 本株式交換は、Uniposの企業価値の向上に資するものと評価でき、その目的は合理的であると認められる。
- (ii) 本株式交換に係る手続の公正性が確保されていると考えられる。
- (iii) 株式交換比率を含む本株式交換の条件は公正性・妥当性が確保されていると考えられる。
- (iv) Uniposが本株式交換の実施を決定することは、Uniposの少数株主にとって不利なものでないと考えられる。

B) 答申理由

- (i) 本株式交換の目的は合理的と認められるか（本株式交換がUniposの企業価値の向上に資するかという点を含む。）

本特別委員会は、本株式交換に至る背景・経緯、本株式交換の目的及び本株式交換により得られるメリット等について、Unipos及び当社に対するヒアリングを行い確認し、以下の理由により、本株式交換に至る経緯、Uniposの経営課題、本株式交換の目的及び本株式交換により得られるメリット及びデメリットについての説明内容については、いずれも特段不合理な点はなく、合理的な検討の結果と認められ、ひいては本株式交換はUniposの企業価値の向上に資するものと評価でき、その目的は合理的であると認められると判断した。

- ・ Uniposと当社は、それぞれ積極的な事業領域の拡大と経営基盤の強化を進めていくにあたり、お互いがHRtechエンゲージメント市場に属する事業者同士であり、それぞれが主力の事業領域やサービス提供において培ってきたノウハウやネットワークその他の経営資源を相互に活用し、補完し合うことによって、各社単体での取組み以上に、エンゲージメント市場の更なる発展と両社の更なる中長期的な企業価値の発展を促進することができるものと考えていること。
- ・ また、Uniposと当社は、両社間のシナジーを最大限実現していくためには、本株式交換を含む一連の取引を通じて当社がUniposを完全子会社化し、株主構成を実質的に一致させることで両社間の利害関係を完全に一致させ、両社がそれぞれの部分最適に陥らないような意思決定の体制を構築する必要があるとの共通認識に至ったこと。
- ・ Unipos及び当社によれば、本株式交換のメリットとして、相互補完による既存事業の拡大、経営基盤の強化、管理体制の最適化及び積極的な投資の実行が挙げられる一方で、本株式交換によりUniposが上場廃止になることのデメリットは限定的であること。また、本取引はUniposとSansanとの間の資本業

務提携の解消を前提とするものであるが、Sansan との間の業務提携について当初想定していた事業上の連携による成長が十分に実現されていない状況に鑑みると、当社との相互補完の方が既存事業の拡大によるメリットを見込めるものであることから、かかる資本業務提携の解消による影響は限定的であると考えられること。

(ii) 本株式交換に係る手続の公正性が確保されていると考えられるか

以下の理由から、本株式交換に係る手続の公正性が確保されていると考えられる。

(a) 本特別委員会の設置

本特別委員会は、以下のとおり、独立性を有し、かつ、特別委員会としての実効性を高めるための実務上の措置が採られた上で、企業価値の向上及び一般株主の利益を図る立場から、本株式交換の是非や取引条件の妥当性、手続の公正性について検討・判断を行っている。

- ・ Unipos は、2025 年 1 月下旬に当社から本取引に係る初期的な提案を受けたことから、本取引の公正性を担保するため、本取引の検討に当たり必要となる独立した検討体制を検討・構築した上、同年 1 月下旬以降、本取引に係る具体的な検討を開始することとした後に、2025 年 1 月 22 日開催の Unipos 取締役会において本特別委員会の設置を決議しており、実務上合理的な範囲で速やかに設置したものと見える。
- ・ 本特別委員会の各委員は、Unipos の社外取締役兼独立役員 2 名及び社外監査役兼独立役員 1 名により構成されているところ、当該各委員は、当社及び Sansan から独立しており、また、その報酬については、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本株式交換の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれていないため、本特別委員会の各委員について、①当社及び Sansan からの独立性、並びに②本取引の成否からの独立性はいずれも認められるものと考えられる。
- ・ Unipos 取締役会は、本特別委員会の設置を決議するに際し、本特別委員会に対して、本特別委員会が自ら当社と交渉を行う権限、及び、当社との交渉を Unipos やアドバイザー等が行う場合でも適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により本取引の取引条件に関する交渉過程に実質的に関与することができる権限を付与している。
- ・ Unipos 取締役会は、本特別委員会の設置の決議に際し、本特別委員会に対し、必要に応じて Unipos が選任する財務又は法務等のアドバイザーから専門的助言を受けるとともに、必要に応じて本特別委員会独自の財務又は法務等のアドバイザーを選任した上で専門的助言を受けることができる権限（この場合の費用は Unipos が負担するものとされている。）を付与しており、これを受けて、本特別委員会は、Unipos が選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である AGS コンサルティング、並びにリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所につき、両者へのヒアリングを通じて、

いずれも独立性に問題がないことを確認した上で、各アドバイザーから専門的助言を受けた。

- ・ Unipos 取締役会は、本特別委員会の設置を決議するに際し、本特別委員会に対し、答申を行うにあたって必要な情報を Unipos の役職員から受領することについて判断できる権限を付与しており、本特別委員会は、かかる権限に基づき、Unipos の関係者に対するヒアリングを実施するなど、必要な事項の確認を行った。
 - ・ Unipos 取締役会は、本特別委員会の設置を決議するに際し、本取引に関する意思決定については、本特別委員会の判断内容を最大限尊重するものとし、本特別委員会が本取引に関する取引条件を妥当でないと判断した場合には、当該取引条件による本取引に賛同しない旨を決議している。
- (b) Unipos における外部専門家からの独立した専門的助言等の取得
- ・ 第三者算定機関からの株式交換比率算定書の取得
 - ・ Unipos は、本株式交換に対する意思決定の公正性を担保するために、当社、Sansan 及び Unipos から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として AGS コンサルティングを選任の上、同社に対して本株式交換に係る株式交換比率の算定を依頼し、株式交換比率算定書を取得している。
 - ・ リーガル・アドバイザーからの法的助言等の取得
 - ・ Unipos は、本株式交換に係る Unipos 取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するため、当社、Sansan 及び Unipos から独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、本株式交換に関する Unipos 取締役会の意思決定の過程、方法、その他の本株式交換に関する意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受け、また、当社に対する法務デュー・ディリジェンスの結果として法務デュー・ディリジェンス報告書を受領し、その説明を受けた。
 - ・ 財務・税務アドバイザーからのデュー・ディリジェンス結果の取得
 - ・ Unipos は、本株式交換に係る Unipos 取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するため、当社、Sansan 及び Unipos との間で重要な利害関係を有しない AGS FAS を選任し、当社に対する財務・税務デュー・ディリジェンスの結果として財務税務デュー・ディリジェンス報告書を受領し、その説明を受けた。
- (c) 交渉過程における当社関係者の関与による不当な影響の不存在
- ・ Unipos の取締役のうち、Sansan の役職員を兼任・兼務する富岡圭氏及び橋本宗之氏は、本株式交換において Sansan と Unipos の一般株主の利害が必ずしも一致しない可能性があることを踏まえ、本株式交換に係る取締役会における審議及び決議に一切参加しておらず、その他本株式交換に係る協議・交渉・検討の過程に一切参加・関与しておらず本株式交換に係る 2025 年 5 月 22 日開催の取締役会決議についても審議及び決議に参加しない予定である。
 - ・ Unipos の代表取締役会長である田中弦氏については、当社が一次意向表明書を提出した時点においては同氏との間で公開買付けに応募しないことを内容とする契約を締結する意向を有していたことから、Unipos の一般株主の利害が必

ずしも一致しない可能性があることを踏まえ、本株式交換に係る協議・交渉・検討の過程には参加・関与していない。なお、同氏については、会社法に定める特別の利害関係を有していない可能性があり、その場合、本株式交換に係る取締役会決議について定足数を満たしていない可能性があるため、確実に会の上の定足数を満たす有効な決議を行うため、本株式交換に係る取締役会議案については、富岡圭氏、橋本宗之氏及び田中弦氏の3名を除いて審議及び決議を行った後に、田中弦氏を加えて、改めて当該議案について、審議・決議を行う予定である。

- ・ 上記のほか、当社の利害関係者が本株式交換に係る協議・交渉・検討の過程に直接又は間接に関与し、本株式交換に不当な影響を与えたことを推認させる事実は特段認められず、手続の公正性に疑義を与える事実関係は認められない。
- (d) Unipos による協議・交渉
- ・ Unipos は、本特別委員会が事前に承認した交渉方針に従い、本株式交換に係る株式交換比率について、少数株主の利益保護の観点からその公正性を確保するための実質的な協議・交渉を当社との間で複数回にわたって行い、株式交換比率の引上げに成功している。具体的には、Unipos は当社から 2025 年 4 月 11 日付で 1 : 0.253 の株式交換比率の提案を受けた後、当社に対して継続して同年 5 月 8 日までに 3 回にわたり株式交換比率の引上げを要請し、その結果、同日までに 3 回にわたって株式交換比率が引き上げられ、当社から 1 : 0.315 の株式交換比率の提案を受けるに至った。また、当社のかかる提案に対して更に引上げを求め、株式交換比率を 1 : 0.350 とするよう要請していたが、同年 5 月 9 日の Unipos の 2025 年 3 月期の通期決算の公表後に Unipos の市場株価が大きく変動したことを踏まえて、同年 5 月 16 日付で、当社に対して要請する株式交換比率を 1 : 0.4 に引き上げることとした。Unipos は、同年 5 月 8 日以降も継続して 4 回にわたり株式交換比率の引上げを要請し、同年 5 月 8 日に当社から提案された 1 : 0.315 の株式交換比率から更に 2 回の引上げに成功した結果、同年 5 月 21 日、1 : 0.350 の株式交換比率にて当社と合意するに至ったものである。
 - ・ なお、かかる協議・交渉にあたっては、本特別委員会は、Unipos 及び AGS コンサルティングから協議・交渉の経緯及び内容等について適時に報告を受け、本特別委員会を通じて方針等を協議し、意見を述べるなどした上で行うなど、本特別委員会が当社との交渉過程に実質的に関与する形で行われた。
 - ・ 以上に鑑みると、Unipos 及び特別委員会は、当社との間で株式交換比率を引き上げるための方策を十分に講じたものと評価できる。
- (e) マーケットチェックに関する事項
- ・ Unipos 及び当社との間において、Unipos が当社以外の買収提案者と接触することを制限するような内容の合意は存在しない。
 - ・ Unipos は、本株式交換の公表から本株式交換契約を承認するための Unipos 株主総会までの期間を 26 営業日としており、これにより Unipos の株主が本株式交換の是非や取引条件の妥当性について熟慮し、適切な判断を行う期間を確保

するとともに、当社以外の潜在的な買収者が買収提案を行う機会を確保している。

- ・ なお、Unipos は、本取引の検討を行う過程で Sansan との間で資本業務提携の解消に関する協議を行った際に、Sansan が当社以外の複数の第三者に対して Sansan が保有する Unipos 株式の売却を打診している旨の説明を受け、Unipos としても、少数株主保護の観点から当社以外の第三者との間でも非公開化を伴う取引を検討することが望ましいと考えたことから、かかる打診に対して関心を示した候補先から秘密保持に関する誓約書の提出を受けた上で買収提案を求めたものの、その後、法的拘束力の有無を問わず、Unipos に対して買収価格を含む具体的な提案がなされるには至らなかった。
 - ・ 以上を踏まえると、Unipos は、実務上合理的に可能な範囲において当社以外の潜在的な買収者による買収提案が行われる機会を確保したものと評価できる。
- (f) 少数株主への情報提供の充実とプロセスの透明性の向上
- ・ 本株式交換に係るプレスリリースにおいては、法令や東京証券取引所の適時開示規制に沿った開示が予定されているほか、①本特別委員会に関する情報（委員の独立性・属性等に関する情報、特別委員会に付与された権限の内容に関する情報、特別委員会における検討経緯や取引条件の交渉過程への関与状況に関する情報、特別委員会の判断の根拠・理由、答申書の内容に関する情報、委員の報酬体系に関する情報等）、②本株式交換に係る株式交換比率の算定結果の内容に関する情報、③その他の情報（本株式交換を実施するに至ったプロセス等に関する情報、当該時期に M&A を行うことを選択した背景・目的等に関する情報、Unipos の取締役等が本株式交換に関して有する利害関係に関する情報、Unipos と当社との間で行われた取引条件等に関する協議・交渉の具体的な経緯に関する情報等）について、それぞれ一定の開示が予定されており、Unipos の一般株主による取引条件の妥当性等についての判断のために相当な情報が開示される予定であることが認められる。

(iii) 本株式交換の条件（株式交換比率を含む。）の公正性・妥当性が確保されているか
以下の理由から、株式交換比率を含む本株式交換の条件は公正性・妥当性が確保されていると考えられる。

(a) 株式交換比率

以下の理由から、本株式交換に係る株式交換比率である 1:0.350 には妥当性が認められる。

- ・ 本特別委員会は、AGS コンサルティングから株式交換比率の算定に用いられた算定方法等について詳細な説明を受けるとともに、AGS コンサルティング並びに Unipos に対して評価手法の選択や算定の基礎となる Unipos の事業計画に基づく財務予測を含む前提条件等に関する質疑応答を行った上で検討した結果、一般的な評価実務に照らして不合理な点は認められなかった。
- ・ 本株式交換に係る株式交換比率は、過去 1 ヶ月間の終値単純平均値に対して 14.4%（小数点以下第二位を四捨五入。以下、プレミアム率及びディスカウン

ト率の計算において同じ。)、過去3ヶ月間の終値単純平均値に対して17.5%、過去6ヶ月間の終値単純平均値に対して29.2%のプレミアムがそれぞれ加算されたものであると評価できるところ、近年の上場会社による他の上場会社の完全子会社化を目的とした他の株式交換事例39件におけるプレミアムの水準の中央値(過去1ヶ月間の終値単純平均値に対して16.8%、過去3ヶ月間の終値単純平均値に対して16.9%、過去6ヶ月間の終値単純平均値に対して20.8%)と比較しても遜色のないプレミアムが付されているといえる。

- ・ 本株式交換に係る株式交換比率は、AGSコンサルティングのDCF法の算定結果のレンジの中央値を上回ると認められる。
- ・ なお、Uniposが2025年5月9日に2025年3月期の通期決算を公表した後、Uniposの市場株価が大きく変動したことから、2025年5月21日を算定基準日として、当社株式の算定基準日の株価終値(559円)に本株式交換に係る株式交換比率(0.350)を乗じた価格(196円)は、Uniposの普通株式の算定基準日の株価終値(225円)に対して13.2%のディスカウントとなっている。この点については、上記のとおり、①過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の終値単純平均値に対する合理的なプレミアムが付されていると言えること、②本源的価値を示すとされるDCF法の算定結果のレンジの中央値を上回っていること、③本株式交換の対価は現金ではなく、株式を対価として実施されるため、Uniposの少数株主は、本株式交換により交付される当社株式の保有を通じて本株式交換後のシナジー効果を楽しめることができると考えられること、④株式交換比率に関する当社との協議・交渉において合計7回にわたり株式交換比率の引上げを要請し、うち合計5回にわたって株式交換比率の引上げに成功し、その結果として当社の初回提案である1:0.253から大幅な増加を実現したもので、その過程においても通期決算発表後の株価の推移を踏まえて当社に要請する株式交換比率自体を引き上げるなど十分の方策を講じた結果として合意に至ったものであると評価できることなどを総合的に勘案すると、本株式交換に係る株式交換比率の妥当性が否定されるものではないと考えられる。

(b) 交渉過程の手続の公正性

上記「(ii) 本株式交換に係る手続の公正性が確保されていると考えられるか」に記載のとおり、本株式交換に至る交渉過程の手続は公正であると認められるところ、本株式交換に係る株式交換比率は、かかる交渉の結果も踏まえて決定されたものであると認められる。

(c) 本株式交換に係るスキームの妥当性

- ・ 本株式交換に係るスキームは、Uniposの普通株主に対して、当社の普通株式を割当交付するものであるところ、Uniposの普通株主は、当社株式の保有を通じて、本株式交換後に想定されている各種施策の実行を通じて期待されるシナジー効果や、シナジー効果の発現による当社の事業発展・収益拡大、その結果としての当社株式の株価上昇等を楽しむことができるという点において、Uniposの株主にとってもメリットのある手法であると評価できる。

- ・ 当社の株式は、東京証券取引所プライム市場に上場されており、流動性が高いと考えられ、本株式交換あるいはその後の事業展開等に納得いかない場合は、本株式交換により取得する当社株式を市場で売却し、現金化することもできる。
- ・ なお、本株式交換の実施により約 1,400 名の Unipos の株主が当社の単元未満株主となる可能性があるところ、かかる Unipos の株主はその保有することとなる当社の単元未満株式を金融商品取引市場において売却することはできないものの、単元未満株式の買取制度を利用することによって投資を回収する機会が保障されていることを踏まえると、本株式交換に係るスキームについて不合理な点は認められず、適切なものと考えられる。
- ・ また、本株式交換に関連して、Unipos は、Unipos の A 種優先株式に関して普通株式を対価とする取得請求権の定めを削除するための定款変更を行うことを予定しているが、本株式譲渡の譲渡対価は一定のディスカウントがされた条件となっており、Sansan のみに有利な価格で売却の機会を与えるものではないとのことであり、また、上記のとおりプレミアムが付された本株式交換の方が Unipos の株主にとって有利な取引条件となっているといえるため、本株式譲渡について公開買付け規制が適用されないことを明確にすることは特段不合理な点は認められない。
- ・ その他の取引条件においても特殊・特段不合理な点は見受けられない。

(iv) Unipos が本株式交換の実施を決定することは Unipos の少数株主にとって不利益なものではないと考えられるか

以上のとおり、(i) 本株式交換は Unipos の企業価値の向上に資するものと評価でき、その目的は合理的であると考えられ、(ii) 本株式交換に係る手続の公正性が確保されていると考えられ、また、(iii) 株式交換比率を含む本株式交換の条件には公正性・妥当性が確保されていると考えられる。そして、上記の検討事項以外の点において、Unipos が本株式交換の実施を決定することについて Unipos の少数株主にとって不利益なものであると考えるべき特段の事情は認められないため、Unipos が本株式交換の実施を決定することは、少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。

④ 独立した検討体制の構築

上記「②両社における独立した法律事務所からの助言」に記載のとおり、Unipos は、2025 年 1 月下旬に、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた本取引に関する意思決定の過程、方法その他の本取引に関する意思決定に関する留意点等についての法的助言を踏まえ、当社から独立した立場で、Unipos の企業価値の向上及び Unipos の少数株主の利益の確保の観点から、本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制の構築を開始しました。

具体的には、Unipos は、本特別委員会の指示を受け、当社に対するデュー・ディリジェンスの対応及び実施、事業計画の策定、本取引後の Unipos の経営方針の検討といった Unipos における本取引の検討、交渉及び判断に関しては、Sansan の役職員を兼任・兼務する富岡圭氏、橋本宗之氏が含まれないよう留意して体制の構築を行いました。また、上

記「(iii) 特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載の理由から、田中弦氏は、当該体制からは外れており、2025年5月22日に至るまでかかる取扱いを継続しており、本取引に係る検討、交渉及び判断に関して当該体制に対する指示等を行った事実はありません。

これらの取扱いを含めて、Uniposにおける本取引の検討体制（本取引の検討、交渉及び判断に関与するUniposの役職員の範囲及びその職務を含みます。）の構築に際してはアンダーソン・毛利・友常法律事務所の助言を踏まえており、かつ、独立性及び公正性の観点から問題がないことについて、本特別委員会から承認を得ております。

⑤ Uniposにおける利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

Uniposは、2025年5月22日開催の取締役会において、(1) 当社の完全子会社になることで、当社グループと一般株主の間の利益相反や独立性確保のための制約を回避しつつ、両社のブランド資産の統合を図るため、更なる認知度向上及びブランディングの価値向上に伴う契約数の増加や、人的資本経営の需要に合わせた支援サービスの更なる拡張により、Uniposを含む当社グループの中長期的な企業価値向上に資することができると考えられることから、本取引はUniposの企業価値向上に資するものであると判断するとともに、(2) 本株式交換比率は、AGSコンサルティングから取得した株式交換比率算定書における算定結果のレンジの中央値を超える水準であるため、妥当なものであると判断し、本株式交換を承認する旨の決議をいたしました。

上記の取締役会においては、Uniposの取締役6名のうち、Uniposの代表取締役会長である田中弦氏については、Unipos普通株式4,549,400株（所有割合：34.98%）を所有しており、当社が一次意向表明書を提出した時点においては同氏との間で公開買付けに応募しないことを内容とする契約を締結する意向を有していたことから、Uniposの社外取締役である富岡圭氏及び橋本宗之氏については、Sansanの取締役を兼任していることから、それぞれ、Uniposの一般株主との利害が一致しない可能性があることを踏まえて、それぞれ利益相反の疑義を回避する観点から、審議及び決議に参加しておらず、かかる取締役3名を除く利害関係を有しない3名の取締役の全員一致により決議いたしました。

また、上記取締役会においては、Unipos監査役全員が上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

また、Uniposは、確実に会社法上の定足数を満たす有効な決議を行うため、上記取締役会の審議及び決議に参加しなかった取締役3名のうち、Sansanの取締役を兼任していない田中弦氏を加えた4名の取締役において改めて審議の上、改めて当該議案について採決を行い全員一致により決議いたしました。また、上記取締役会においては、Unipos監査役全員が上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

⑥ 他の買収者による買収提案の機会の確保（マーケット・チェック）

当社とUniposとは、Uniposが当社以外の買収提案者と接触することを制限するような内容の合意は一切行っておりません。

また、Sansanが当社以外の複数の第三者に対して、Sansanが保有するUnipos株式の売却を打診している旨の説明を受け、Uniposとしても、少数株主保護の観点から当社以外

の第三者との間でも非公開化を伴う取引を検討することが望ましいと考え、関心を示した複数の候補先から秘密保持に関する誓約書の提出を受けた上で買収提案を求めましたが、その後、法的拘束力の有無を問わず、Unipos に対して買収価格を含む具体的な提案を受けるには至りませんでした。

また、Unipos は、本株式交換の公表から本株式交換契約を承認するための本定時株主総会までの期間を 26 営業日としており、これにより Unipos の株主の皆様が本株式交換の是非や取引条件の妥当性について熟慮し、適切な判断を行う期間を確保するとともに、当社以外の潜在的な買収者が買収提案を行う機会を確保しております。

3. 本株式交換の対価として当社株式を選択した理由

当社及びUnipos は、本株式交換の交換対価として、株式交換完全親会社となる当社の普通株式を選択いたしました。当社及びUnipos は、当社の普通株式は東京証券取引所に上場されており、高い流動性を有するため随時現金化する機会が確保されていること、及びUnipos の株主が当社の普通株式を交換対価として受け取る場合には、本取引による事業規模の拡大や収益力の強化等の効果やそれに伴う株価上昇や配当等による利益を享受することが可能であることから、当社の普通株式が本株式交換の交換対価として適切であると判断いたしました。

4. 当社の資本金及び準備金の額に関する事項についての定め相当性に関する事項 本株式交換により増加すべき当社の資本金及び準備金の額は以下のとおりとする。

- (1) 資本金の額 0 円
- (2) 資本準備金の額 会社計算規則第 39 条に従い当社が別途定める額
- (3) 利益準備金の額 0 円

上記の資本金及び準備金の額は、当社の資本政策その他諸事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定したものであり、相当であると考えています。

別紙3 株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容
次頁以降をご参照ください。

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社は、『「最高の集団を自らつくる」時代をつくる』というパーパスのもと、「感情報酬を社会基盤に」というミッションを掲げ、組織課題解決カンパニーとして、サービス・プロダクト・コンサルティングからなる3つの柱で、組織課題に対して根本からの解決を目指し、企業の持続的な価値向上を支援してまいりました。

事業環境としましては、日本政府が掲げる「新しい資本主義」のグランドデザインの中に人的資本への投資が明記され、その具体実行内容の一つに、上場企業において人的資本等の非財務情報の開示が2023年から義務化されることとなりました。このような社会的要請を受け、当社が掲げている組織の風土改革に関する投資が顧客から注目を浴び始めております。当社は、組織の風土改革に必要な心理的安全性を高めることができるサービスとして、上場企業をはじめとする従業員の数が多い企業の人的資本投資に対する予算配分の高まりを見込み、従業員数500人以上の大企業をターゲットに経営資源を集中的に投下してまいりました。

Unipos事業において、当事業年度の売上高は前年比159百万円増となり、かかる売上成長の背景としては、コンサルティング領域としてエンタープライズ企業向けの人的資本経営コンサルティング等の売上が増加していること、Uniposプロダクトと人的資本経営コンサルティングのクロスセルにより新規顧客を獲得できたことなどにより、売上高を順調に積み上げることができていることが理由であります。

当事業年度において、当社は自社を「組織課題解決カンパニー」と再定義し、これまでプロダクト提供中心であったUnipos事業領域を、サービス、プロダクト、コンサルティングの三本柱として拡大することといたしました。人的資本経営や組織文化の分野での専門性をいかして組織課題に多角的にアプローチすることで収益性を高めてまいります。

サービス領域においては、「MVP策定支援」や「組織インサイトサーベイ」などのサービスをリリースいたしました。「組織インサイトサーベイ」サービスにおいては、従来型のエンゲージメントサーベイとは異なり、次世代を担う層への完全匿名・記述型の独自設問設計と生成AI技術及び当社のこれまでのノウハウを融合させることにより顧客の深層課題である“本当の伸びしろ”を見つけることを支援してまいります。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

普通株主様による種類
株主総会参考書類

プロダクト領域においては、既存のwebサービス「Unipos」を引き続き提供し、コンサルティング領域やサービス領域と相互に補完、一貫したサポートを行うことにより組織風土改革の実現に貢献できると考えております。新機能としましては、「ログインID機能」をリリースいたしました。これにより製造現場や販売店舗など、業務のための個別のメールアドレスを持たない従業員を持つ顧客においても「Unipos」のプロダクトサービスを提供することが可能となり、全社的なカルチャー改革の実現が可能となります。

コンサルティング領域においては、人的資本経営に関する深い知見を経営者やCHROなどに提供を行います。2024年9月には株式会社日経BPと業務提携を行いました。これにより、Uniposの人的資本経営に関する知見、日経BP総合研究所の各種レポート作成ノウハウや発信力というそれぞれの強みを活かすことで、組織改革や人材育成のコンサルティングから、それらの取り組みに関する情報開示の実現まで、企業の人的資本経営をトータルにサポートできると考えております。

また、コスト面においては各種コストの削減効果が継続的に出ており、当社の財務健全化に向けた各種コスト削減施策により前期比では約259百万円のコストを削減いたしました。経営成績においては、ストック売上高が約84.8%と比率が引き続き低下しておりますが、これはサービス領域やコンサルティング領域の売上の増加に伴うものであり、プロダクト領域のストック売上高は増加しております。これらの安定的な収益構造をベースに、2025年3月期の第4四半期においては四半期での決算黒字化を達成することができました。

その結果、当事業年度の売上高は1,089百万円（前期比17.1%増）、営業損失は91百万円（前期は営業損失510百万円）、経常損失は95百万円（前期は経常損失502百万円）、当期純損失は94百万円（前期は当期純損失502百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました、当社の設備投資の総額は8百万円で、その主なものはオフィス移転に伴う備品の購入によるものであります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(2) 会社役員の様況

① 取締役及び監査役の様況 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の様況
代表取締役会長	田中 弦	
代表取締役社長	松島 稔	
取締役	菅原 敬	株式会社アイススタイル 取締役副会長
取締役	高橋 理人	アディッシュ株式会社 社外取締役
取締役	富岡 圭	Sansan株式会社 取締役
取締役	橋本 宗之	Sansan株式会社 取締役
常勤監査役	小椋 明子	株式会社アドベンチャー 監査役
監査役	山田 啓之	Axella総合会計事務所 代表
監査役	鷺野 泰宏	丸の内総合法律事務所 パートナー

- (注) 1. 取締役菅原敬氏、高橋理人氏、富岡圭氏及び橋本宗之氏は、社外取締役であります。
 2. 常勤監査役小椋明子氏、監査役山田啓之氏及び鷺野泰宏氏は、社外監査役であります。
 3. 常勤監査役小椋明子氏及び監査役山田啓之氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 ・常勤監査役小椋明子氏は、公認会計士の資格を有しております。
 ・監査役山田啓之氏は、税理士の資格を有しております。
 4. 当社は、社外取締役菅原敬氏、高橋理人氏及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役・各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された賠償請求（株主代表訴訟を含む）等に起因して被保険者が被る損害（防御費用、損害賠償金及び和解金）が補償されることとなります。但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の背信行為もしくは犯罪行為又は故意による法令違反の場合や、保険開始日前に既に発生している損害賠償請求等は保険の対象としないこととしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

当社の役員報酬等は、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定し固定報酬を月例で支給しております。

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会により委任された代表取締役の田中弦であり、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定する権限を有しております。監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。代表取締役に委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当職務、貢献度等を総合的に勘案して評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

取締役会において、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを審議の上確認しています。よって、取締役会は、当該個人別の報酬等は当該決定方針に沿うものであると判断しています。

なお、当社の役員が当事業年度に受けている報酬等は、固定報酬のみであります。

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	62,230 (10,600)	62,230 (10,600)	— (—)	— (—)	4名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	15,300 (15,300)	15,300 (15,300)	— (—)	— (—)	3名 (3名)
合計 (うち社外役員)	77,530 (25,900)	77,530 (25,900)	— (—)	— (—)	7名 (5名)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2016年6月15日開催の第4回定時株主総会において年額200,000千円以内と決議されております。当該総会終結時点における取締役の員数は6名（うち社外取締役4名）であります。
2. 監査役の報酬限度額は、2017年6月28日開催の第5回定時株主総会において年額20,000千円以内と決議されております。当該総会終結時点における監査役の員数は3名であります。
3. 取締役の員数は、無報酬の社外取締役2名を除いております。

⑤ 社外役員に関する事項

a. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役菅原敬氏は、株式会社アイスタイルの取締役副会長であります。当社と兼職先との間には、当社の提供するサービス利用等の取引関係があります。
- ・取締役高橋理人氏は、アディッシュ株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役富岡圭氏は、Sansan株式会社の取締役であります。当社と兼職先との間で業務提携を行っております。
- ・取締役橋本宗之氏は、Sansan株式会社の取締役であります。当社と兼職先との間で業務提携を行っております。
- ・監査役小椋明子氏は、株式会社アドベンチャーの監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役山田啓之氏は、Axella総合会計事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役鷺野泰宏氏は、丸の内総合法律事務所のパートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

b. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役期待される役割 に関して行った職務の概要
取締役 菅 原 敬	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席いたしました。出席した取締役会において、経営に関する専門的な知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、適宜発言を行っております。企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。
取締役 高 橋 理 人	当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、経営に関する専門的な知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、適宜発言を行っております。企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしております。
取締役 富 岡 圭	当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、SaaS領域に関する専門的な知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、適宜発言を行っております。企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしております。
取締役 橋 本 宗 之	当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、M&Aや資金調達、投資業務に関する専門的な知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、適宜発言を行っております。企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしております。

	出席状況及び発言状況
監査役 小 椋 明 子	当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに、また、監査役会16回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 山 田 啓 之	当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに、また、監査役会16回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 鷺 野 泰 宏	当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに、また、監査役会16回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(注) 上表の取締役会の開催回数その他、会社法第370条及び定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主総会参考書類
普通株主様による種類

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

当社の財産及び損益の状況

区 分	第10期 (2022年3月期)	第11期 (2023年3月期)	第12期 (2024年3月期)	第13期 (当事業年度) (2025年3月期)
売上高 (千円)	1,453,751	803,889	930,292	1,089,727
経常損失 (△) (千円)	△1,203,191	△976,715	△502,187	△95,162
当期純損失 (△) (千円)	△2,515,768	△913,257	△502,887	△94,546
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△196.22	△70.48	△38.68	△7.27
総資産 (千円)	2,872,426	1,835,270	1,403,494	1,303,246
純資産 (千円)	1,930,146	999,396	502,516	406,075
1株当たり純資産 (円)	△146.09	△215.99	△254.31	△261.46

(2) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(3) 対処すべき課題

(経営方針)

当社は、『「最高の集団を自らつくる」時代をつくる』というパーパスのもと、「感情報酬を社会基盤に」というミッションを掲げ、人事クラウドソフトウェアUniposを提供しています。Uniposは、組織内で良い行動を表出化・増幅させることで、風土変革の基盤をつくることのできるサービスです。

当社は組織の風土改革に必要な心理的安全性を高めることのできるサービスとして上場企業をはじめとする従業員の数が多い企業の人的資本投資に対する予算配分の高まりを見込み、従業員数500人以上の大企業をターゲットに経営資源を集中的に投下します。エンタープライズ企業向けにクラウドソフトウェアの最適化・コンサルティングサービスの拡張を行う事で、顧客満足度の向上を実現してまいります。

(中期目標)

2026年3月期での通期黒字化を目指し、以降の事業年度の継続的な黒字化を目指します。

ストック売上高成長を加速させるべく引き続き投資効果の高いマーケティング施策を実施。加えて人的資本強化のための経営コンサルティング需要の高まりとともにさらに支援サービスを拡張し、エンタープライズ企業を中心とした売上高全体をクロスセルで積み上げていきます。また、AI等を活用した生産性の向上などを含めた費用対効果の高いコスト施策を進めていきます。

(優先的に対処すべき課題)

パーパス・ミッション、中期目標の実現に向け当社が認識する対処すべき課題については以下の通りです。

1.Unipos事業の成長と生産性改善の両立

大企業をターゲットに据え、マーケティングコストの最適化と営業生産性を高めることで、顧客課題を解決する価値を高めます。同時に全社員導入を前提とした新規顧客獲得、既存顧客拡大を行う事で1契約あたりの売上高の向上を目指します。本方針を実現するために、大企業での風土変革や組織マネジメントで活用できる機能の拡充を行います。またソフトウェア以外のサービスの拡充を図ることにより、大企業の開拓と利用定着を実現し、解約率の低減を実現します。その結果、コストマネジメントを行いながら生産性を向上し事業成長と生産性改善の両立を実現します。

2.財務基盤の強化

事業成長に対して必要な投資を行う一方、全社的にコストマネジメントを行います。採用抑制・マーケティング費用を削減・最適化し、各調達手段を検討しながら財務基盤を強化します。

3.人的資本への投資

現時点で持つ人的資本への投資を行い生産性を向上させます。具体的には外部講師による研修や、スキル教育、ChatGPT等AIを活用した各種業務改革を行います。また、人的資本に関する現状につき、開示を積極的に行います。これにより、パーパス・ミッションに共感した優秀な人材の人的資本を強化し、組織能力を向上させます。

4.経営基盤の強化

事業成長と生産性を両立するためには、権限と責任を明確化した経営が重要であると認識しております。最適な組織体制により、経営の効率化・迅速化を図ってまいります。また、内部統制の整備・向上が必要不可欠と考えております。コーポレートガバナンスにも積極的に取り組むことで、強固な経営基盤の構築を進めます。

5.技術力の強化と情報セキュリティ体制の継続的な強化

当社はSaaS事業者として、技術開発力が競争力の源泉であるととらえています。先端技術の把握や顧客価値に繋げるため、技術力を磨いてまいります。同時に、顧客内のコミュニケーションのデータを取り扱う事業者として、現在においてもセキュリティポリシーを策定し、運用を行っておりますが、事業成長・環境変化に合わせ継続的に運用の見直しを行います。

(4) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社は「Unipos事業」の単一セグメントであり、セグメントごとの記載をしておりません。

(5) 主要な拠点 (2025年3月31日現在)

本店所在地：東京都渋谷区

事業所：東京都港区

(6) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
76 (22) 名	24名減 (6名減)	33.7歳	6.1年

(注) 1. 使用人数は正社員数であり、契約社員、アルバイト及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 当社は「Unipos事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

(7) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	544,368千円

(8) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数
- | | |
|--------|-------------|
| 普通株式 | 47,000,000株 |
| A種優先株式 | 3,800株 |
- ② 発行済株式の総数
- | | |
|------|-------------|
| 普通株式 | 13,017,800株 |
|------|-------------|
- (自己株式12,176株を含む)
- | | |
|--------|--------|
| A種優先株式 | 3,800株 |
|--------|--------|
- ③ 株主数
- | | |
|--------|--------|
| 普通株式 | 2,981名 |
| A種優先株式 | 2名 |

(注) 普通株式に係る発行済株式の総数は、ストック・オプションの権利行使により3,200株増加しております。

④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
田中 弦	普通株式 4,549,400株	34.97%
株式会社 CARTA HOLDINGS	普通株式 554,000	4.26
中村 崇 則	普通株式 500,000	3.84
株式会社 SBI証券	普通株式 410,811	3.16
Sansan 株式会社	普通株式 366,200 A種優先株式 1,900	2.83
BUY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC LISG (FE - AC)	普通株式 336,900	2.59
上田八木短期投資株式会社	普通株式 257,200	1.98
松 島 稔	普通株式 235,600	1.81
ABN AMRO CLEARING BANK N.V., SINGAPORE BRANCH	普通株式 179,800	1.38
東 山 友	普通株式 171,600	1.32

(注) 大株主の持株比率は自己株式 (12,176株) を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 永和監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 取締役会は、「取締役会規程」の定めに従い法令及び定款に定められた事項並びに重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、取締役からの業務執行状況に関する報告を受け、取締役の業務執行を監督します。
 - b. 取締役会は、「取締役会規程」「業務分掌規程」等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役、使用人は法令、定款及び定められた規程に従い、業務を執行します。
 - c. 取締役会は、実効性のある内部統制システムの構築と法令遵守の体制確立に努め、コンプライアンスに関する規程の制定及びコンプライアンス体制に関する社内組織の設置、変更等について決定します。
 - d. 取締役会の監督機能を強化するため、業務を執行しない社外取締役を選任します。
 - e. 取締役の業務執行が法令、定款及び定められた規程に違反することなく適正に行われていることを確認するために、監査役会による監査を実施します。
 - f. 経営管理部は内部監査を計画し、各事業グループの業務を監査し、代表取締役及び取締役会に報告します。経営管理部が監査対象の場合は、経営管理部以外の部門が客観的に内部監査業務を行うこととします。
 - g. 取締役、使用人は法令違反行為、倫理上問題のある行為、規程違反等コンプライアンス上問題のある行為を発見した場合には、「内部通報規程」に基づき速やかに報告することとします。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a. 取締役の職務の執行に係る情報は、社内規程の定めその他、法令・定款に従い適切に保管・管理する体制を構築しております。
 - b. 保管・管理されている情報は、取締役及び監査役から要請があった場合は適時閲覧可能な状態を維持しております。

- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
損失の危険の管理に関する体制は、社内外の情報が集まるリスク・コンプライアンス委員会において、リスクの認識・評価・予防策・対応策の検討及び実施を行っております。また、必要に応じて各部門の担当者を取締役会に出席させ、リスクの識別と評価に関して報告が実施されております。
- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
a. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則毎月1回の定時取締役会の開催の他、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより、業務執行に関わる意思決定を行っております。
b. 業務執行に関しては、社内規程により権限と責任を定めており、必要に応じて随時見直しを行っております。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役会又は監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役を補助する使用人として、必要な人員を配置します。
- ⑥ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
a. 監査役を補助する使用人の独立性を確保するために、監査役を補助する使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の同意を得るものとします。
b. 監査役の業務を補助すべき使用人に対する指揮権は、監査役が指定する補助すべき期間中は、監査役に移譲されるものとし、代表取締役の指揮命令は受けないものとしております。
c. 前項の内容を当社の役員及び使用人に周知徹底しております。

- ⑦ 取締役及び使用人、業務を執行する社員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
 - a. 監査役は、取締役会に出席して重要事項等の報告を受けております。
 - b. 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは直ちに監査役に報告するものとします。

- ⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
 - a. 当社は、監査役に報告したことを理由として、当該報告を行った役員及び使用人に対しいかなる不利益な取り扱いを行ってはならないものとしております。
 - b. 前項の内容を当社の役員及び使用人に周知徹底しております。

- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - a. 監査役は、必要に応じて弁護士、公認会計士、その他の外部専門家を活用し、費用を支出する権限を有します。
 - b. 監査役がその職務の執行について費用の支出の請求をしたときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに支出するものとします。

- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - a. 代表取締役は、監査役と可能な限り会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換ほか、意思疎通を図るものとします。
 - b. 監査役は定期的に会計監査人、内部監査部門と協議の場を設け、実効的な監査を行うための情報交換を行うものとします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役会については、定時取締役会を12回、臨時取締役会を5回開催し、法令及び定款その他の各種規程に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督を行いました。
- ② 当社は内部監査計画を定め、内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び監査役に報告いたしました。
- ③ 当社は役員及び使用人に対し、インサイダー取引防止及びコンプライアンス研修を実施し、法令遵守意識の定着に努めております。
- ④ 監査役は、取締役会及び経営の重要な会議に出席しております。また、定期的に代表取締役との間で意見交換を行っております。
- ⑤ 監査役は、会計監査人及び内部監査部門と監査における状況又は課題について定期的に意見交換を行っております。

4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,260,862	流 動 負 債	437,738
現金及び預金	1,135,871	1年内返済予定の長期借入金	84,936
売掛金	56,532	未払金	50,624
前払費用	63,911	未払法人税等	529
その他	4,709	前受金	241,242
貸倒引当金	△163	前受収益	17,644
		預り金	5,411
		その他	37,349
固 定 資 産	42,384	固 定 負 債	459,432
有形固定資産	6,501	長期借入金	459,432
建物	3,161		
工具、器具及び備品	3,339	負 債 合 計	897,170
投資その他の資産	35,882	(純 資 産 の 部)	
敷金及び保証金	21,237	株 主 資 本	399,526
役員に対する長期貸付金	5,197	資本金	51,515
長期貸付金	9,447	資本剰余金	1,858,845
資 産 合 計	1,303,246	資本準備金	46,515
		その他資本剰余金	1,812,330
		利 益 剰 余 金	△1,510,692
		その他利益剰余金	△1,510,692
		繰越利益剰余金	△1,510,692
		自 己 株 式	△142
		新 株 予 約 権	6,549
		純 資 産 合 計	406,075
		負 債 純 資 産 合 計	1,303,246

損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	1,089,727
売上原価	177,534
売上総利益	912,192
販売費及び一般管理費	1,003,631
営業損	△91,438
営業外収益	
受取利息	695
コンサルティング収入	4,065
固定資産売却益	1,759
その他	109
計	6,629
営業外費用	
支払利息	3,692
支払手数料	6,000
その他	660
計	10,353
経常損失	△95,162
特別利益	
新株予約権戻入益	2,535
特別損失	
本社移転費用	1,293
計	1,293
税引前当期純損失	△93,919
法人税、住民税及び事業税	627
当期純損失	△94,546

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

普通株主様による種類
株主総会参考書類

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月29日

Unipos株式会社
取締役会 御中

永和監査法人
東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 佐 藤 弘 章
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 松 下 真
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Unipos株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2025年5月22日開催の取締役会において、株式会社リンクアンドモチベーションを株式交換完全親会社、会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日に株式交換契約を締結している。株式交換は、2025年6月27日に開催予定の会社の定時株主総会の決議による承認を得た上で、2025年8月1日を効力発生日として行われる予定であり、会社の株式は2025年7月30日付で上場廃止となる予定である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明

の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）について検討いたしました。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

普通株主様による種類
株主総会参考書類

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人永和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月29日

Unipos株式会社 監査役会

常勤監査役 小 椋 明 子 ㊟

非常勤監査役 山 田 啓 之 ㊟

非常勤監査役 鷲 野 泰 宏 ㊟

以 上

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	51,180	46,180	1,812,330	1,858,510	△1,416,145	△1,416,145	△142	493,402	9,113	502,516
当期変動額										
新株の発行	335	335	-	335	-	-	-	670	-	670
当期純損失(△)	-	-	-	-	△94,546	△94,546	-	△94,546	-	△94,546
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	△2,563	△2,563
当期変動額合計	335	335	-	335	△94,546	△94,546	-	△93,876	△2,563	△96,440
当期末残高	51,515	46,515	1,812,330	1,858,845	△1,510,692	△1,510,692	△142	399,526	6,549	406,075

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物 3年
- ・工具、器具及び備品 3年～5年

(2) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により回収不能見込額を計上しております。

(3) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に又は充足するにつれて収益を認識する

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりです。

Unipos事業

Unipos事業は主に相互評価・賞賛のためのサービスであるUniposを提供する事業であり、顧客とのサービスの提供契約に基づき、契約期間にわたってサービスを提供する義務があります。当該履行義務は顧客との契約により定められたサービス提供期間にわたり充足することから、サービス提供期間にわたって収益を認識しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において、「流動負債」の「その他」に含めていた「前受収益」(前事業年度17,856千円)は、表示の明瞭性を高めるため、当事業年度より独立掲記することといたしました。

(損益計算書)

前事業年度において、独立掲記していた「営業外費用」の「消費税差額」(前事業年度1,109千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「営業外費用」の「その他」に含めております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,500千円

(2) 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため当座貸越契約を取引銀行1行と締結しております。当事業年度における当座貸越契約に関わる借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	500,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	500,000千円

(3) 取締役に対する金銭債権

短期金銭債権 1,013千円

長期金銭債権 5,197千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末株 式数 (株)
普通株式	13,014,600	3,200	—	13,017,800
A種優先株式	3,800	—	—	3,800

(変動事由の概要)

普通株式の発行済株式総数の増加3,200株は、ストック・オプションの権利行使による増加であります。

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末株 式数 (株)
普通株式	12,176	—	—	12,176

(3) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 99,700株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

有形固定資産減損損失	1,204千円
ソフトウェア	99,343千円
ソフトウェア減損損失	35,874千円
繰越欠損金	2,039,216千円
繰越欠損金（地方税）	8,914千円
その他	13千円
繰延税金資産小計	2,184,566千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△2,048,130千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△136,435千円
評価性引当額小計	△2,184,566千円
繰延税金資産合計	—千円
繰延税金資産の純額	—千円

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に本社オフィスの賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

役員に対する長期貸付金及び長期貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、貸付先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である未払金及び未払法人税等の全てが1年以内の支払期日であります。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）は、主に営業取引及び本社移転のための設備投資に係る資金調達であります。

③金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、顧客ごとに期日及び残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

b. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、変動金利の借入に係る金利変動リスクについては、担当部署が市場金利の動向をモニタリングすることにより、借入金に係る支払金利の変動リスクを管理しております。

c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が毎月資金繰り計画を更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当期の決算日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
「現金及び預金」、「売掛金」、「未払金」、「未払法人税等」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 敷 金 及 び 保 証 金		21,237	21,205	△31
② 役員に対する長期貸付金	(※) 1	6,211	5,925	△285
③ 長 期 貸 付 金	(※) 2	10,047	8,874	△1,172
資 産 計		37,496	36,005	△1,490
④ 長 期 借 入 金 (1年内返済予定の長期借入金含む)		544,368	530,863	△13,504
負 債 計		544,368	530,863	△13,504

(※) 1. 役員に対する長期貸付金は、貸借対照表の流動資産「その他」に含めております「1年内回収予定の役員に対する長期貸付金」(1,013千円)を含んでおります。

(※) 2. 長期貸付金は、貸借対照表の流動資産「その他」に含めております「1年内回収予定の長期貸付金」(600千円)を含んでおります。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される、当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。
- ② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	－	21,205	－	
役員に対する長期貸付金	－	5,925	－	
長期貸付金	－	8,874	－	
資産計	－	36,005	－	
長期借入金	－	530,863	－	
負債計	－	530,863	－	

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

① 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、その将来キャッシュ・フローを残存期間及び国債の利回りを基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

② 役員に対する長期貸付金 ③長期貸付金

これらの時価は、回収可能性を反映した元利金の受取見込額を日本円TIBOR等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

④ 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)

長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む) の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

- (1) 子会社及び関連会社等
記載すべき重要なものはありません。
- (2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	関連当事者との関係	議決権等の所有(被所有)割合	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	田中弦	当社代表取締役	所有 直接35.0%	資金の貸付(注)	2,919	その他の流動資産	243
				資金の返済(注)	3,045		
役員	松島稔	当社代表取締役	所有 直接1.8%	資金の返済(注)	769	その他の流動資産	769
				受取利息(注)	21	役員に対する長期貸付金	5,197

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等
資金の貸付については、市場金利等を勘案し、利息を合理的に決定しております。

8. 収益認識に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
当社は、Unipos事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益はUnipos事業における利用料金等継続課金による収益であるストック売上がその大部分を占めることから、収益の分解情報は省略しております。なお、顧客との契約から生じる収益以外の収益はありません。
- (2) 収益を理解するための基礎となる情報
「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(3) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

- (3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約残高

(単位：千円)

	当事業年度期首	当事業年度末
顧客との契約から生じた債権	132,206	56,532
契約負債	131,841	235,351

貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は、「売掛金」に含まれており、契約負債は「前受金」及び「前受収益」に含まれております。また、期首時点の契約負債131,841千円は当事業年度の収益として計上されております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の簡便法を適

用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|----------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | △261円46銭 |
| (2) 1株当たりの当期純損失 | △7円27銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

株式交換契約の締結

当社は2025年5月22日開催の取締役会において、当社を株式会社リンクアンドモチベーション（以下「LMI」といいます。）の完全子会社とすることを目的とした一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、LMIを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日、両社の間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」）を締結いたしました。

(1) 株式交換の目的

LMIは、世界に先駆けて「モチベーション」にフォーカスした経営コンサルティング会社として、2000年3月に設立され、LMIグループは、2025年5月22日現在、LMI及び子会社19社、持分法適用関連会社1社の合計21社により構成されております。基幹技術である「モチベーションエンジニアリング」を基盤に組織人事の全領域における課題解決を総合的に支援することで、多くの企業変革を実現してきました。2016年7月には、創業以来提供してきた組織診断サービスをクラウド化し、国内初の従業員エンゲージメント向上クラウドとして「モチベーションクラウド」の提供を開始しております。また、2007年12月には東京証券取引所市場第二部に上場し、2008年12月には東京証券取引所市場第一部に指定変更を行い、2022年4月には東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所市場第一部からプライム市場に移行いたしました。

一方で、当社は2012年11月に、当社の実質的な存続会社であるFringe81株式会社（以下「旧Fringe81」といいます。）の経営陣によるMBOの受け皿会社として、Fringe81ホールディングス株式会社の商号で設立されました。その後、2013年3月に旧Fringe81の既存株主から発行済株式の72%を取得し子会社化した後、2013年7月に旧Fringe81を吸収合併し、同日に商号をFringe81ホールディングス株式会社からFringe81株式会社に変更いたしました。2017年6月には東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場、同月HR(人事)領域の新サービスとして「Unipos」の提供を開始し、成長事業の一つと位置付け育成に努めてまいりました。2021年10月には、事業の中心を祖業である広告事業から成長事業であるUnipos事業へ転換するという抜本的な構造改革を実施し、経営資源をUnipos事業へ集中するとともに、現商号に変更いたしました。2023年10月からは、エンタープライズ企業向けに人的資本経営コンサルティング等の提供も開始いたしました。

LMI及び当社をとりまく事業環境としては、少子高齢化による労働力人口の縮小、産業のサービス化、及び働き手の価値観の多様化が進む中で、企業が「従業員や応募者から選ばれ続ける」ことの重要性と難易度はこれまで以上に高まっています。更に人工知能（AI）の急速な技術的発展は、働き手に求める技能を高度化させると同時に、生産性向上の必要性を一層高め、人材マネジメントの手法そのものの刷新を迫っています。また、2023年3月31日以降に終了する事業年度から義務化された人的資本情報の開示要請により、企業は人材への投資や従業員の愛着心・働きがい（エンゲージメント）の成果を数値で示すことが求められるようになりました。こうした環境下において、企業は既存従業員の能力を最大限に引き出す取り組みと、優秀な人材を呼び込み定着させる施策を両立させることが不可欠となっていることから、HRTech市場（注）は、今後益々の成長が期待できると考えております。その中でも、エンゲージメント市場は今後も成長が見込まれる一方で、人材採用・紹介や人材教育といった既存の人材関連市場に比べると現時点では相対的に市場規模が小さく、市場の拡大が見込まれる領域であるため、市場そのものを拡大・啓発する「市場創造活動」が事業成長の鍵となります。今後、市場拡大の機運が高まるにつれ、同領域に商機を見出した競合サービスの新規参入者との競争の激化が懸念されるため、より充実したサービスラインナップの確立と、強固な顧客基盤の構築・定着を早期に図る必要があると考えております。まずは、エンタープライズ企業を顧客ターゲットの中心として据え、より積極的なマーケティング投資による顧客の獲得と、そのような積極的な投資活動を実現するための安定した財務基盤の確立や、サービス拡充による顧客への付加価値の向上を速やかに実現することが必要であると認識しております。

（注）「HRTech」とはHR（Human Resource）とテクノロジーを組み合わせた概念で、人事業務にテクノロジーを活用することで、業務の効率化や高度化を実現する取組み全般を指します。

このような事業環境の下、LMIと当社は、それぞれ積極的な事業領域の拡大と経営基盤の強化を進めていくにあたり、お互いがエンゲージメント市場に属する事業者同士であり、それぞれが主力の事業領域やサービス提供において培ってきたノウハウやネットワークその他の経営資源を相互に活用し、補完し合うことによって、各社単体での取組み以上に、エンゲージメント市場の更なる発展と両社の更なる中長期的な企業価値の発展を促進することができるものと考え、協議を進めてまいりました。

その結果、LMI及び当社は、本取引により、各社の経営資源を相互に活用し、補完し合うことによって、以下のシナジー効果の実現が期待できるとの判断に至りました。

i. 相互補完による既存事業の拡大

LMIは、従業員エンゲージメントの向上を支援する「モチベーションクラウド エンゲージメント」の診断結果に応じた変革サービスとして、組織人事の全領域におけるコンサルティング支援を行っています。加えて、組織風土の活性化を支援する「モチベーションクラウド シェアリング」や人材育成を支援する「モチベーションクラウド ロールディベロップメント」といった変革サービスのクラウド化も自社開発で進めてきましたが、圧倒的な競争優位性を確立するためには、クラウドにおける変革サービスのさらなる拡充が不可欠です。

本取引を通じて、「モチベーションクラウド エンゲージメント」を利用するクライアントにおいて、組織課

題に対する解決策のひとつとして当社が提供するHR領域のソフトウェア「Unipos」や「組織インサイトサーベイ」を提供することが可能となります。例えば、企業内の組織風土・心理的安全性やコミュニケーションに課題があることが明らかになったLMIのクライアントに対して、変革の手段として「Unipos」を提供していきます。また、組織課題をより深く組織内で明確にしたいLMIのクライアントに対して、「組織インサイトサーベイ」を提供していきます。両社サービスの更なる付加価値の向上及び「Unipos」「組織インサイトサーベイ」の更なる利用層の拡大が実現できるため、両社の企業価値が向上すると考えております。

ii. 経営基盤の強化

企業の競争力の源泉である、人材（財）の活用・強化、パートナー・ネットワークの活用、財務基盤強化といった、両社が有する経営資源・ノウハウを結集し、経営の効率化を推進することができると考えております。加えて、両社は人的資本経営及び開示に関して高いブランドを有しているため、本取引により両社のブランド資産を融合し、認知度向上及びブランディングの価値向上とコスト削減を図ることで、持続的成長を支える強靱な経営基盤の構築を図ります。

iii. 管理体制の最適化及び積極的な投資の実行

本取引の完了後、両社の管理部門において重複する業務を見直し、最適な管理体制を構築することによって、コストの削減及び管理能力の向上を実現することができると考えております。また、本取引を通じて、当社が上場廃止となり、上場維持のための関連コストを削減することができれば、当社の財務基盤をより安定的なものとするのが可能となります。このような経営体制の最適化により管理コストを削減することができ、その分当社の中長期的な事業成長のための積極的な事業投資（顧客の更なる拡大のためのマーケティング投資、サービス拡充のための開発投資及び人的資本に対する投資など）を実現できると考えております。

LMI及び当社は、両社間で更なる協議を進めた結果、上記の各シナジーを実現していくにあたり、LMIが当社の株式の一部を取得し、当社が上場を維持したまま資本業務提携等の提携を行うといった方策も検討したものの、当社が上場を維持したままでは、上場企業として独立した事業運営が必要となることや、経営資源の相互活用において、有用性や取引としての客観的な公正性について当社の少数株主を含む各ステークホルダーの利益を考慮した慎重な検討を要する等、両社における少数株主の利益相反の可能性を考慮せざるを得ないと考えております。例えば、LMIと当社において、それぞれが保有するクライアント・ネットワークやパートナー・ネットワークをはじめとした経営資源の相互活用を企図しておりますが、利益の一部がLMI以外のステークホルダーに流出するといった観点から、LMIとしても、当社を含むLMIの企業価値向上を図るための機動的かつ効果的な施策を実行することに慎重にならざるを得ず、迅速かつ柔軟な意思決定を行う上での制約が存在する状況となることが想定されます。また、人材の相互活用等においても、LMIと当社との相互の独立性を保つ観点から情報の流用や漏洩が生じないようにしなければならないため、経理業務や人事業務などの管理業務を共有できなかったり、相互にノウハウの共有ができなかったりするなど、当社の少数株主の利益を慎重に配慮する必要があることで、迅速かつ柔軟な意思決定を行う上での制約が存在する状況となることや、結果としてシナジーの一つである管理コ

ストの削減が図れない状況となることが想定されます。上記のような想定を踏まえると、当社が上場を維持したままでは、両社間での経営資源の相互活用に自ずと一定の限界が生じてしまうため、上記の各シナジーを最大限実現していくためには、本株式交換を含む本取引を通じてLMIが当社を完全子会社化し、株主構成を実質的に一致させることで両社間の利害関係を完全に一致させ、両社がそれぞれの部分最適に陥らないような意思決定の体制を構築する必要があるとの共通認識に至りました。

その上で、上記の各シナジーの実現に向けて、両社が本取引を行うにあたっては、各社の事業の枠組みを保持しながら本取引後にシナジーを追求できる体制を構築することが望ましく、かかる観点からは両社の法人格の維持を前提とするスキームを採用することが適切であると考えられること、また、本株式交換の手法を用いることで、両社の株主の皆様は、(a)LMIの普通株式（以下「LMI株式」といいます。）の所有を通じて、本株式交換後に期待されるシナジー効果や、シナジー効果の発現によるLMIの事業発展・収益拡大と、その結果としてのLMI株式の株価上昇の利益等を受取る機会を提供することが可能となるとともに、(b)東京証券取引所プライム市場に上場するLMI株式は、市場で取引することで随時現金化することも可能であり、流動性を提供することも可能となること等、様々な点を勘案した結果、LMI及び当社は、LMI株式を対価とする本株式交換の方法により本取引を実施することが最適であるとの判断に至りました。

なお、本取引の成立に伴い、2021年5月にSansan株式会社（以下「Sansan」といいます。）と当社が締結した資本業務提携契約は解消されますが、上記に記載のとおり、LMIとのシナジー効果の実現を見込んでいることから、影響は軽微なものと考えております。

（2）本取引の一環としての本株式譲渡の概要

LMIは、2025年5月22日開催の取締役会において、本取引の一環として、Sansanとの間で、Sansanが保有する当社のA種優先株式（以下「当社優先株式」といいます。）3,800株及び普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）366,200株を譲り受ける（以下「本株式譲渡」といいます。）旨の本株式譲渡契約（以下「本株式譲渡契約」といいます。）を締結することを決議し、同契約を締結いたしました。本株式譲渡は本株式交換の効力発生前に実行することを予定しており、本株式交換は本株式譲渡の実行を条件として実行することとなります。

また、本株式譲渡は、①本株式交換契約に係る議案が、当社の2025年6月27日開催予定の2025年3月期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）及び普通株式に係る種類株主総会（以下「本普通株式種類株主総会（本株式交換）」といいます。）において承認されること、及び、②本定款変更（以下で定義します。）に係る議案が、本定時株主総会及び当社優先株式に係る種類株主総会（以下「本優先株式種類株主総会（本定款変更）」といいます。）において承認されること等を前提条件として、2025年7月1日に実行することを予定しております。なお、本株式譲渡契約に基づき、Sansanは、LMIとの間で本定時株主総会、本普通株式種類株主総会（本株式交換）及び本優先株式種類株主総会（本定款変更）において、本株式交換の承認議案及び本定款変更の承認議案に賛成の議決権を行使することを合意しております。

本株式譲渡の譲渡対価は総額2,028,014,300円（当社普通株式合計：32,958,000円、当社優先株式合計：1,995,056,300円）であり、当社優先株式に係る取得請求権が行使され当社普通株式に全て転換されたものとして計算した場合、本優先株式の転換による希薄化の影響を受けていない現時点の当社普通株式の算定基準日（2025年5月21日）の株価終値、算定基準日までの直近1ヶ月間、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間の終値単純平均値のいずれからも一定のディスカウントがされた条件となっており、算定基準日までの1ヶ月平均、3ヶ月平均及び6ヶ月間の終値単純平均値に対してプレミアムが付された本株式交換の方が当社の株主にとって有利な取引条件となっているため、Sansanのみに有利な価格で売却の機会を与えるものではありません。

なお、2025年5月22日時点においては、当社優先株式3,800株のうち、Sansanが1,900株を、株式会社日本政策投資銀行（以下「DBJ」といいます。）が残りの1,900株を保有しておりますが、Sansanは本株式譲渡の実行前に、DBJから、DBJが保有する当社優先株式1,900株を取得（以下「当社優先株式譲渡（DBJ）」といいます。）することを予定しております。また、本株式譲渡契約において、当社優先株式譲渡（DBJ）が適法かつ有効に実行されていることが、本株式譲渡のクロージングに向けたLMI及びSansanの義務履行の前提条件となっております。

なお、当社は、本取引に関して、2025年5月22日開催の取締役会において、当社優先株式の内容の変更に係る定款の一部変更（以下「本定款変更」といいます。）について、本定時株主総会及び本優先株式種類株主総会（本定款変更）に付議することを決議しております。具体的には、当社は、Sansan及びLMIから、当社優先株式に、当社普通株式を対価とする取得請求権の定めが付されているため、当社優先株式譲渡（DBJ）及び本株式譲渡について金融商品取引法上の公開買付けの実施が必要となる可能性があるとして、これが不要であることを明確にすべく、当該取得請求権の定めを削除することについて要請を受けたことから、かかる要請を踏まえ、本株式譲渡を含む本取引を実施するため、本定款変更により、当該取得請求権の定めを削除することを予定しております。詳細については、当社が2025年5月22日付で公表した「定款の一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。

（3）本株式交換の要旨

①株式交換完全親会社の概要（2024年12月31日現在）

商号	株式会社リンクアンドモチベーション
本店の所在地	東京都中央区銀座四丁目12番15号 歌舞伎座タワー
代表者の氏名	代表取締役会長 小笹 芳央
資本金の額	1,380百万円
事業の内容	組織開発Division（コンサル・クラウド事業、IR支援事業） 個人開発Division（キャリアスクール事業、学習塾事業） マッチングDivision（ALT配置事業、人材紹介事業） ベンチャー・インキュベーション

②本株式交換の日程

本株式交換契約承認取締役会決議日（両社）	2025年5月22日
本株式交換契約締結日（両社）	
本株式譲渡契約締結日（LMI）	
本定時株主総会決議日（当社）	2025年6月27日予定
本普通株式種類株主総会（本株式交換）決議日（当社）	
本優先株式種類株主総会（本定款変更）決議日（当社）	
本株式譲渡実行日（LMI）	2025年7月1日予定
最終売買日（当社）	2025年7月29日予定
上場廃止日（当社）	2025年7月30日予定
本株式交換の効力発生日（両社）	2025年8月1日予定

（注）上記日程については、本株式交換の手續進行上の必要性その他の理由により、両社で協議し合意の上、変更される場合がございます。上記日程に変更が生じた場合には、速やかに公表いたします。

③本株式交換の方式

LMIを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行います。

なお、LMIについては、会社法第796条第2項本文の規定に基づく簡易株式交換の手續により、株主総会の承認を受けずに、当社については、本定時株主総会及び本普通株式種類株主総会（本株式交換）において本株式交換契約の承認を受けた上で、本株式交換を行う予定です。

なお、本株式交換の効力発生日は、両社の合意により変更されることがあります

④本株式交換に係る割当ての内容

会社名	LMI (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.35
本株式交換により交付する株式数	LMI株式： 4,423,798 株（予定）	

（注1）株式の割当比率

当社普通株式1株に対して、LMI株式0.35株を割当交付いたします。なお、上記表の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社で協議し合意の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付するLMI株式の数

本株式交換により交付される予定のLMI株式の数として、当社決算短信に記載された2025年3月31日現在の発行済普通株式総数(13,017,800株)から、当社決算短信に記載された2025年3月31日現在の当社が所有する自己株式数(12,176株)及び本株式譲渡によりLMIがSansanから譲り受ける当社普通株式の数(366,200株)を控除した株式数(12,639,424株)に、本株式交換比率を乗じた数を記載しております。LMIは、本株式交換に際して、LMIが当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)の当社の株主の皆様に対して、その所有する当社普通株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数のLMI株式を割当交付いたします。ただし、当社が所有する自己株式、並びに、LMIが所有する当社普通株式及び当社優先株式に対しては、本株式交換に伴うLMI株式の割当は行いません。割当交付するLMI株式には、LMIが所有する自己株式(2,500,017株)と、新たに発行するLMI株式(1,923,781株)を使用する予定です。

なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、当社が基準時の直前の時点において所有している自己株式(本株式交換に際して会社法第785条第1項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによって当社が取得する自己株式を含みます。)の全部を、基準時の直前の時点をもって消却する予定です(そのため、当社決算短信に記載された、2025年3月31日現在の当社が所有する自己株式数(12,176株)は、上記の本株式交換により交付する株式数の算出において、LMI株式を交付する対象から除外しております。)

本株式交換により割当交付するLMI株式の総数については、当社の新株予約権の行使、及び当社による自己株式の取得・消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換により、1単元(100株)未満のLMI株式の割当てを受ける当社の株主の皆様につきましては、その所有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を所有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、LMIに対し、自己の所有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、LMI株式1株に満たない端数の割当交付を受けることとなる当社の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の規定に基づき、その端数の合計数(合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。)に相当する数のLMI株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様にお支払いいたします。